

原告は、地震動評価で経験式のばらつきを考慮すべきと新たな主張 国の「入倉・三宅式に合理性がある」等の主張に求釈明

戦争法案を廃案に！

「数十年後の世代に対し、我々は何を行動したのか、語れるだけのことはすべき」



(武村弁護士)



次回第16回法廷は12月21日(月)15:00～

9月16日11時より約16分、国を相手とする大飯原発3・4号運転停止を求める裁判の第15回法廷が、大阪地裁202号大法廷で開かれました。原告・支援者約60名が傍聴しました。

法廷に先立ち、国は9月9日に第10準備書面を提出。国はこの中で、汚染水対策、破砕帯問題、地震動評価について反論を行っています。一方、原告は9月11日に準備書面(12)を提出。原告準備書面では、地震動評価について新たな主張を追加し、国の第9準備書面の地震動評価に関する部分への反論を行った上で、求釈明を行っています。

法廷では冒頭、裁判長が双方の書面を確認。続けて、原告弁護団が、準備書面(12)の要旨を説明しました。



法廷後の報告・交流会

◆「地震動評価で経験式のばらつきを考慮すべき」

まず、谷次郎弁護士が、地震動評価に関する新たな主張、経験式のばらつきの問題を説明しました。原告はこれまで、関電・国が地震モーメント(規模)を、過小評価となる入倉・三宅式を用いて出しているのに対し、武村式で評価し直すべきと主張してきました。入倉・三宅式や武村式等の経験式は、過去のばらついている地震データの平均値です。今回、原告は地震モーメントを出すにあたり、このばらつきを考慮すべきと新たに主張しました。

福井地裁の高浜原発仮処分決定はまさにこのばらつきを問題にしました。決定は関電が基準地震動について平均像を基に策定しているのを合理性がないと批判しています。また、国の「基準地震動及び耐震設計に係る審査ガイド」では、短周期の地震動レベルや断層傾斜角等の「不確かさの考慮」(3.3.3)とは別に、「経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある」(3.2.3(2))としています。地震モーメントを決める際は、平均値ではなく、地震データのばらつきを考慮することを審査ガイドは要求しているのです。

また、入倉・三宅式のばらつきの最外縁付近に武村式が位置しており、入倉・三宅式のばらつきを考慮すれば、武村式を採用することとほぼ同じ結果になります。

さらに、武村式においてばらつきを考慮すれば、地震モーメントは、入倉・三宅式の11.5倍になります。これにより地震動は、現行の基準地震動856ガルに対し、少なくともその2.26倍の1934ガルになります。クリフエッジ(炉心溶融一步手前の崖っぷち)である1

260ガルを超え破局に至ります。

谷弁護士は、国の第9準備書面では、このばらつきの問題について全く触れていないことを厳しく指摘しました。

◆国の「入倉・三宅式に合理性がある」等の主張に求釈明

次に、谷弁護士は国の第9準備書面の地震動評価に関する主張に反論。国は、審査ガイドでは、地震動評価にあたり推本レシピを用いるのが唯一の公認された評価方法であるかのように装い、このレシピで入倉・三宅式が用いられているから同式を使うのが正当だと主張しています。しかし、審査ガイドでは「経験的グリーン関数法、統計的グリーン関数法、ハイブリッド法以外の手法を用いる場合には、その手法の妥当性が示されていることを確認する」(3.3.2(4))とあり、推本レシピはこれら3つ「以外の手法」の中に位置づけられているにすぎません。実際、川内原発の基準地震動評価でも推本レシピは使われていません。

関電・国は、短周期の地震動レベルを1.5倍にしたり、断層傾斜角を75度にするなど、不確かさを考慮した地震動評価は行っています。しかし、短周期の地震動レベルを1.5倍に設定すると同時に断層傾斜角を75度に設定する等して不確かさを組み合わせた形での評価をしていません。

国は書面で「入倉・三宅式の合理性」との項を設けています。しかし、その中では、入倉・三宅式自体の合理性を示していません。入倉・三宅両氏の論文「入倉・三宅(2001)」の内容の大筋が合理的であることを論述し、この論文が合理的だから入倉・三宅式も合理的だと飛躍する形で結論を出しています。

また、国は「武村式を用いないことが不合理とはいえない」と主張し、その根拠の一つとして、武村式の基になった地震の断層面積は再評価されていて、武村式における断層面積は過小評価であることを指摘しています。しかし、再評価されたデータで置き換えても、武村式は入倉・三宅式側に若干近づくだけで、本質的な変化はありません。このため、国の主張を踏まえても、武村式の合理性は否定されません。

谷弁護士は「武村式は日本の地震のみに基づいていること等からして、むしろ、武村式を用いることが合理的です」と主張しました。

冠木克彦弁護士は、求釈明事項のうち、国が入倉・三宅式の合理性を示す根拠として出した論文の中で入倉・三宅式は使われているのか等の質問については、できるだけ早く釈明するよう求めました。

次回までに原告は国の第10準備書面に反論、国は原告準備書面(12)への反論及び求釈明への回答を行うことになりました。しかし、国は「専門性が高い内容になってきているので、提出までの期間を3ヶ月より長くしてほしい」と言い出しました。原告からは「それはおかしい」との声があがり、武村二三夫弁護士も「そちらが主張した中身の問題であり、新しい分野に入る問題ではないから、そんな時間はかからないはずです」と国を批判。これを受け、裁判長は、従来通り次回期日として3ヶ月後の12月16日を提示しました。しかし、国がこの日は差し支えと言ったため、最終的に期日は12月21日15時、双方の書面提出期限は12月14日になりました。



◆報告・交流会

◇「数十年後の世代に対し、我々は何を行動したのか、語れるだけのことはすべき」

法廷後、大阪弁護士会館で報告・交流会を行いました。約50名が参加しました。

当日は、与党が、戦争法案を参院特別委員会で強行採決しようと狙う緊迫した状況にありました。報告交流会では、まず、武村弁護士より、戦争法案についてお話を聞きました。武村弁護士は、大阪弁護士会憲法委員会委員長をされており、戦争法案を阻止するために精力的に取り組まれてきました。

武村弁護士は、第一に日本が直接戦争に参加する問題、第二に日本が戦争を援助する問題、第三に武器使用の問題という3つの論点をあげ、時間の関係上、第一、第二の問題について以下のような話をされました。

第一の問題については、政府は戦争法案について、集団的自衛権ではなく、個別的自衛権の延長であると説明しています。政府は「日本と密接に関係ある他国が攻撃された時に、日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福の権利の追及が根底から覆される明白な事実があえば、戦争に加われる」と。しかし、そのような事態はありえません。

政府は具体例として、母子輸送中の米軍艦船防護、ホルムズ海峡機雷掃海をあげました。日本人の生命を守ることは重要だが、日本が戦争に参加してよいかというのは別の話です。そもそも、政府は日本人の生命を助ける気は全くありません。政府はISにより日本人2名が捕虜になった時も見殺しにしました。最近では日本人が米軍艦船に乗っていないで、米国を防護するとの本音を出しました。だから、艦船防護は、憲法解釈変更を合理化するために、持ち出して来ているダシにすぎません。

国際海峡であるホルムズ海峡が機雷封鎖されても、米国が攻撃されているわけでもなく、誰も日本が攻撃されたとは思いません。だからこれもダシにすぎません。また、これは石油の問題で経済的事情です。経済的事情により武力介入すると日本は世界に言ったことになり、極めて危険なことです。

だから、政府の具体例は無理があり、専守防衛を広げる理屈はどこからも出てきません。

朝鮮有事、台湾有事の時に軍事協力することは、集団的自衛権の行使であり、専守防衛を超えるのだから、憲法改正することなしに行うことは許されません。国民は憲法によって専守防衛以外に軍事力を行使してはならないと政府を縛っているのであり、政府は国民主権を無視しているのです。

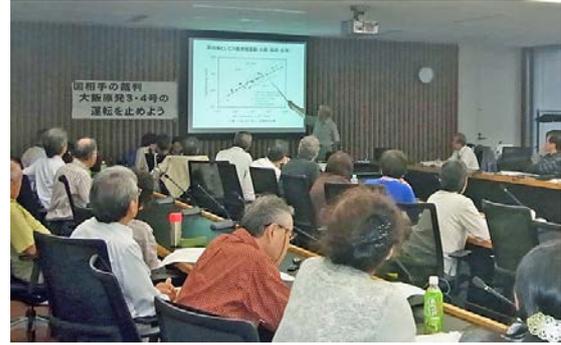
第二の問題については、参戦しなくても、参戦するのと同じであることを示すものとして、2008年の名古屋高裁判決があります。判決は、イラクのバグダッド空港への航空自衛隊による空輸が武力行使にあたるとしました。戦争に参加していなくても、戦争をしている他国軍を支援すること自体が許されません。

最後に武村弁護士は、「法案が強行可決された場合に、いかに違憲訴訟を起こすかということもあちこちで相談しています。数十年後の世代に対し、我々は何を行動し、行動しようとしたのか語れるだけのことをしないといけない」と闘いにかける強い思いを述べ、話を締めくくられました。

◇格納容器内で発生する汚染水への対策を設置許可基準規則55条の対象外とする主張を批判

次に、冠木弁護士と谷弁護士が法廷の内容を解説。小山共同代表は経験式のばらつきの問題について報告しました。また、国の第10準備書面の問題点も指摘しました。汚染水対策については、まともに答えない国に対し、原告は準備書面(11)で再度、求釈明していました。

これを受け、国は第10準備書面で、設置許可基準規則55条（工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備）は格納容器下部から流出する汚染水は対象ではないと回答。しかし一方で、関電は福井県原子力安全専門委員会で、福島原発で現に起こっているような大量に発生する汚染水をどうするのか何度も何度も問われ、自主的対策として浄化装置用のゼオライトを事前配備すると説明しています。このような自主的対策を、第55条の対象外として何も審査せずに放っておいてよいのかということが問題となります。



◇この間の取り組みを通じ、避難計画に実効性がないことが一層明らかに

次に、避難計画に関し、自治体への申し入れ等を通じて明らかになったことが報告されました。グリーン・アクションのアイリーンさんは、国の指針に反対し、滋賀県が独自に避難者全員に対し汚染検査を行う方針を決めたこと、舞鶴市の府内避難所は、事故後に複数の候補から選ぶことになっており、マッチングができていないことを紹介。原発なしで暮らしたい丹波の会の児玉さんは、京都府では安定ヨウ素剤の保管場所は各市町で一カ所に備蓄しているだけで、配布方法も決まっていないこと等を話しました。

おおい町が9月8日より、各地区で避難計画に関する住民説明会を始めています。住民の方々に問題点を伝えてきたいということで、神戸の支援者から、町が6月に発行した「住民避難マニュアル」に即し、避難基準や汚染検査等の問題が報告されました。

岐阜の原告からのお話、9月24日の東大阪市申し入れ参加の呼びかけもありました。

次回法廷までの3ヶ月、地震動過小評価など安全性の問題点、避難計画の問題点を各地で広めていきましょう。

★国相手の大飯原発原発止めよう裁判 第16回法廷

12月21日（月）15時～

- ・原告の準備書面（12） 2015年9月11日付
http://www.jca.apc.org/mihama/ooisaiban/gyouso_genkoku_junbi12_20150911.pdf
- ・国の第10準備書面 2015年9月16日付
http://www.jca.apc.org/mihama/ooisaiban/gyouso_hikoku_junbi10_150916.pdf

2015年9月29日

おおい原発止めよう裁判の会 事務局